

項目	各種事務事業の取扱い - 学校教育事業
<p>学校教育事業は、さいたま市の制度に統一する。</p>	

主な項目とその取扱い

就学援助事業	さいたま市の制度に統一する。
育英資金の貸付事業	さいたま市の制度に統一する。
小・中学校給食事業	さいたま市の制度に統一する。
養護学校	さいたま市の制度を適用する。
教員・高校生等海外派遣事業	さいたま市の制度を適用する。
教育相談事業	さいたま市の制度に統一する。
交通遺児等奨学金給付事業	さいたま市の制度を適用する。

議案第 29 号関係（各種事務事業の取扱い - 学校教育事業）

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>1 就学援助事業</p> <p>(1) 目的 就学困難な児童及び生徒に係る就学の援助を行う。</p> <p>(2) 対象者 市内に住所を有し、市内の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者</p> <p>(3) 認定基準 文科省基準、生活保護基準(所得)の1.5倍未満、学校長所見</p> <p>(4) 支給内容 学用品費等、新入学用品等の補助</p> <p>2 育英資金の貸付事業</p> <p>(1) 目的 進学意欲を有する方で経済的な理由により修学困難な方のために、入学準備金又は奨学金を貸し付ける。</p> <p>(2) 対象学校 高等学校、高等専門学校、専修学校、大学</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学準備金 高校等 200,000 円以内 大学等 400,000 円以内</li> <li>・奨学金 高校等 15,000 円(月額) 大学等 25,000 円(月額)</li> </ul> <p>3 小・中学校給食事業 単独調理場方式に整備している。 (平成18年度までに全ての小・中学校を整備する予定)</p> <p>4 養護学校 目的 心身障害総合センター「ひまわり学園」の中に設置されている、肢体に不自由のある児童生徒のための学校で、一人一人の障害に応じ、社会参加と自立を支援する。</p>	<p>1 就学援助事業</p> <p>(1) 目的 就学困難な児童及び生徒に係る就学の援助を行う。</p> <p>(2) 対象者 市内に住所を有し、市内の小・中学校に在籍する児童生徒の保護者</p> <p>(3) 認定基準 文科省基準、特殊教育就学奨励費保護基準の1.5倍(所得比較) 学校長所見、民生委員意見</p> <p>(4) 支給内容 学用品費等、新入学用品等の補助</p> <p>2 育英資金の貸付事業</p> <p>(1) 目的 高校及び大学等に進学意欲を持ちながら、経済的理由により修学が困難な方に入学に要する費用の一部を貸し付ける。</p> <p>(2) 対象学校 高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学時準備金 〔国・公立〕高校 300,000 円・専修(高等課程) 300,000 円・専修(専門課程) 500,000 円 大学 500,000 円 〔私立〕高校 500,000 円・専修(高等課程) 500,000 円・専修(専門課程) 500,000 円 大学 500,000 円</li> </ul> <p>3 小・中学校給食事業 学校給食センターで調理し、各校へ配送している。</p> <p>4 養護学校 養護学校なし</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
<p>5 教員・高校生等海外派遣事業 目的 市内在住の高校2年生を対象に語学研修、異文化理解等を中心に研修を行う。 ・派遣生徒：第2学年生 10人 （公募後、選考委員会にて選考） ・引率者：1人 ・派遣期間：夏期休業中の15日間 ・自己負担：150,000円</p> <p>6 教育相談事業 (1) 一般教育相談 不登校、いじめ、集団不適應等教育上の問題について電話・面接・訪問による教育相談を行う。 (2) 障害児教育相談 知的障害・情緒障害等のある幼児・児童生徒への教育相談を行う。 (3) 障害のある児童のグループ相談 通常学級で学ぶ知的障害、情緒障害、学習障害等のある児童を対象に小グループでの相談を行う。 (4) 就学相談 幼児・児童生徒の就学に関わる相談を行う。 (5) 専門医による教育相談 小児科・精神科の専門医による教育相談を月2回行う。 (6) 院内学習室 市立病院に入院中の児童生徒対象に、院内学習室で退院後の学校・日常生活への復帰を支援している。 (7) 適応指導教室 登校できない児童生徒を教育研究所において学校へ復帰できるよう指導、支援する。</p> <p>7 交通遺児等奨学金給付事業 (1) 目的 交通事故により両親若しくは両親の一方が死亡し、又は心身に著しい障害があった場合、その遺児等に対し奨学金を支給し、遺児等の健全な育成を助長する。</p>	<p>5 教員・高校生等海外派遣事業 実施していない。</p> <p>6 教育相談事業 (1) 教育相談所にて、相談活動及び適応指導活動を3人の専門員が行う。 (2) 市内中学校に、さわやか相談員6人、フレンドリースタッフ2人、こどものこころ相談員（旧称ボランティア相談員）8人を配置している。</p> <p>7 交通遺児等奨学金給付事業 実施していない。</p>

現 況	
さいたま市	岩槻市
(2) 対象者 市内に住所を有し、小中学校に通う遺児 等の保護者 (3) 奨学金の額 月額 2,000 円	